

令和3年度埼玉県立図書館新たな機能検討調査業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

本業務は、埼玉県立図書館（以下「県立図書館」という。）の現状や課題を踏まえ、時代の要請に応じた今後の役割や機能に関する調査研究を行い、その結果を報告書にとりまとめることで、本県における今後の県立図書館の在り方検討に資するものとする。

については、委託先事業者の選定に当たり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定する企画提案競技を実施する。

2 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 埼玉県立図書館新たな機能検討調査業務
- (2) 実施主体 埼玉県
- (3) 履行期限 令和3年1月30日（火）
- (4) 委託業務内容 別添「埼玉県立図書館新たな機能検討調査業務委託仕様書」のとおり。
- (5) 委託上限額 3,267,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

企画提案書を提出することのできる者は、（1）～（8）までに掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (7) 過去10年以内に国、地方公共団体、民間企業等における類似業務を受託し、全て誠実に履行した実績を有していること（類似業務とは、「図書館の在り方や機能に係る調査業務、新設やリニューアルを予定している図書館の基本構想策定支援業務」をいう。）。
- (8) 提案仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること。

4 スケジュール

内容	日程
公告日	令和3年4月1日（木）
説明会（Zoomを利用したオンライン）	令和3年4月7日（水）
質問受付期間	令和3年4月9日（金）17時
質問への回答	令和3年4月15日（木）17時までに回答
企画提案競技参加申込書提出期限	令和3年4月19日（月）17時（必着）
企画提案書等提出期限	令和3年4月23日（金）17時（必着）
第一次審査（書類審査） ※応募者が5者以上の場合のみ実施	令和3年4月27日（火）までに通知
プレゼンテーション審査	令和3年4月30日（金）
契約候補者決定	令和3年5月上旬

5 説明会

（1）日時

令和3年4月7日（水）10時30分から11時30分まで

（2）開催方法

オンライン開催（ウェブ会議システム「Zoom」使用）

（3）説明会申込方法

説明会への参加を希望する場合は、4月6日（火）までにあらかじめ電子メールで連絡すること。説明会開催日までに参加URL・ミーティングID・パスワードを県より電子メールで案内する。

申込メールの件名：説明会参加申込_埼玉県立図書館新たな機能検討調査業務委託

申込メール送り先：（E-mail）a6975-02@pref.saitama.lg.jp

※埼玉県生涯学習推進課社会教育施設企画調整担当宛

6 質問事項の受付及び回答

（1）受付期間

令和3年4月1日（木）から4月9日（金）17時まで

（2）質問書の提出方法

様式第1号「令和3年度埼玉県立図書館新たな機能検討調査業務委託 企画提案競技に関する質問書」に記入の上、電子メールで提出すること。電話及び直接来所による質問には、原則応じない。

質問書メールの件名：質問書提出_埼玉県立図書館新たな機能検討調査業務委託

質問書メール送り先：（E-mail）a6975-02@pref.saitama.lg.jp

※埼玉県生涯学習推進課社会教育施設企画調整担当宛

（3）回答方法

質問に対する回答は、4月15日（木）までに、質問を行った法人名等を伏せた上で、生涯学習推進課のホームページにて掲載する。

（生涯学習推進課のURL）<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f2215/index.html>

(4) その他

書類の提出方法など事務手続に関する質問はこの限りではない。

7 企画提案競技参加希望書の提出

本企画提案競技への参加を希望する場合は、様式第2号「令和3年度埼玉県立図書館新たな機能検討調査業務委託に係る企画提案競技参加申込書」を提出する。**なお、本申込書は押印不要とする。**

(1) 提出期限

令和3年4月19日（月）17時必着

(2) 提出方法

電子メール又は郵送（配達証明による）とする。

申込メールの件名：企画提案競技参加申込_埼玉県立図書館新たな機能検討調査業務委託

(3) 提出先

埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課社会教育施設企画調整担当

住所 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-6923（直通）

E-mail a6975-02@pref.saitama.lg.jp

8 企画提案書等の提出

(1) 受付期間及び提出方法

ア 受付期間 令和3年4月20日（火）～4月23日（金）17時（当日消印有効）

イ 提出方法 郵送（配達証明による）又は持参

〈郵送〉郵送の場合は書留郵便等引受け及び配達の記録が残るものとし、
上記受付期間内必着とする。

〈持参〉持参の場合の受付時間は、8時30分から17時までとする。

ウ 提出先 埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課 社会教育施設企画調整担当

住所 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（職員会館5階）

(2) 提出書類及び提出部数

埼玉県立図書館新たな機能検討調査業務委託における企画提案競技への参加に当たっては、次の①から⑦の書類等については原本1部、副本9部（合計10部）を提出すること。また、⑧及び⑨については、原本1部を提出すること。

《提出書類》

No.	提出書類	様式	記載上の留意事項
①	企画提案書	様式第3号	様式第3号を表紙とし、企画提案の内容を添付すること。 ※「8(3)企画提案の内容について」参照
②	業務工程表	様式自由	仕様書「4 業務内容」(1)～(3)の業務スケジュールについて、作業項目ごとに示した工程を記載すること。
③	業務実施体制調書	様式第4号	本業務委託を実施するための社内及び社外の連携を含めた実施体制について記載すること。なお、再委託を予定している場合、その予定事業者の概要が分かるもの(設立趣旨、事業内容のパンフレット等)や、再委託する業務の内容及び範囲を示すこと。
④	業務実績調書	様式第5号	「3 参加資格(7)」にある該当業務の受託実績について記載すること。なお、実績が多数ある場合は、「図書館の在り方や機能に係る調査業務」を優先的に、5項目を限度に記載すること。
⑤	見積書	様式第6号	見積金額については、提案内容を実現するために必要な全ての費用を積算し、記載すること。併せて、経費を積算した内訳書を添付すること。
⑥	会社概要書	様式第7号	必要事項を記載し、会社の概要が分かるパンフレット等を添付すること。
⑦	誓約書	様式第8号	実施要領「3 参加資格」のすべてに該当する者であることを誓約するもの。
⑧	法人の定款の写し及び履歴事項証明書(商業登記簿謄本)		提出日において発行日から3か月以内のもの。
⑨	法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書		提出日において発行日から3か月以内のもの。

※複数企業により参加する場合は、⑥、⑦、⑧、⑨についてはすべての構成員が提出すること。

(3) 企画提案の内容について

(2) ①の企画提案書に添付する書類は任意とするが、「令和3年度埼玉県立図書館新たな機能検討調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）等に基づいて作成し、次のア～エの内容を含めること。なお、企画提案書に添付する書類は、A4版片面で作成し、ページ数は写真、画像も含め20ページ以内とすること。

ア 仕様書「4 業務内容」(1)ア及びイにおける先進的な取組事例の調査・分析の手順を具体的に示すこと。

- イ 仕様書「4 業務内容」（2）において、どのような視点や手法により、在り方の提案を導き出すかについて、具体的に示すこと。
- ウ 仕様書「4 業務内容」（3）において、有識者に対して特に重点的に意見聴取すべき事項を提示すること。
- エ 本業務による成果をより一層高めるために、上記（3）ア～ウ以外の事項、もしくは全体を通じて特筆すべき提案事項があれば記述すること。

9 審査方法等

（1）審査方法

委託先候補者の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、県が設置する「令和3年度埼玉県立図書館新たな機能検討調査業務委託先選定委員会（以下「選定委員会」という。）」においてプレゼンテーションを行い、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を委託先候補者として選定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の団体を委託先候補者として選定する。

なお、企画提案書を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

（2）プレゼンテーションの実施日等

ア 開催日時・場所

〈日時〉 令和3年4月30日（金）

〈場所〉 埼玉県庁周辺を予定

※ 4月27日（火）までに、参加者に対して実施日、開始時間、会場等を電話又は電子メールで連絡する。

※ 原則、対面での開催を予定しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、オンラインで開催する可能性があるが、その場合は変更が決まり次第連絡する。

イ プrezentation等の時間

プレゼンテーションは1者当たり15分以内、企画提案に対する質疑は1者当たり15分程度とする。

ウ 出席者

1者につき2名以内、主たる説明者は本業務を実施する際の統括責任予定者とする。

なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は、無効とする。

エ その他

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を用いるものとする。パソコンの持ち込みも可能とするが、プロジェクター等は使用できない。

また新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、参加者はマスクを着用すること。

（3）第一次審査（書類審査）

応募者が5者以上の中には、書類による第一次審査を実施し、第一次審査を通過した者（4者程度）のみプレゼンテーション審査を行う。

(4) 審査基準

審査項目、審査の視点及び配点は次のとおりとする。

区分	審査項目	審査の視点	配点
経験・能力、業務の実施体制	業務実績調書	① 類似業務の受注実績において、十分な成果を有しているか（類似業務とは「図書館の在り方や機能に係る調査業務、新設やリニューアルを予定している図書館の基本構想策定支援業務」をいう。）	5
	業務実施体制	② 業務を運営管理する体制は適切か	5
		③ 業務責任者を含めた配置予定者が本業務に必要な専門性や経験等を有しているか	10
		④ スケジュールの実効性を担保した体制が確保されているか	10
企画提案内容	業務工程表	⑤ 業務量と業務の実施手順を的確に把握し、妥当性の高い業務工程であるか	10
	企画提案書	⑥ 本業務を理解し、業務委託の目的を踏まえた取組が示されているか	10
		⑦ 「海外も含めた公共図書館における先進的な取組事例の調査・分析」について、視点や手法、手順が適切であり、今後の県立図書館の在り方検討に必要な情報を最大限に得られるものとなっているか	20
		⑧ 「県立図書館における新たなサービスの在り方の提案」について、本業務の目的を理解し、優れた成果物が期待できるものとなっているか	10
		⑨ 本業務の効果を促進させるための独自の提案、もしくは有益な提案が積極的になされているか	10
その他	見積書	⑩ 経費の見積内容の項目や算出根拠は合理的かつ妥当なものであるか	10

(5) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等提出者全員に対し令和3年5月上旬に電子メールにて通知する。

10 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 本実施要領に示した企画提案書等の作成や提出に関する条件に違反した場合
- (3) 見積書の金額が委託上限額を超える場合
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

11 契約の相手方の決定方法

- (1) 業務内容に関する細目事項について、委託先候補者と県の間で協議の上、別添「埼玉県委託契約書（案）」により業務委託契約を締結する。その際、企画提案の内容により仕様書の一部を変更することもある。
- (2) 委託先候補者と協議が整わない場合、契約締結までの間に委託先候補者に事故のある場合等委託先候補者としての資格要件を満たさなくなったときは、委託先候補者に対してその資

格を取り消す旨の通知をした後、評価点が二番目に高い者を新たに候補者として協議を行う。

- (3) 協議が整った場合は、委託先候補者から改めて見積書を徴取し、見積書を精査の上、委託契約を締結する。

1 2 留意事項

- (1) 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。
- (2) 企画提案書等の作成に係る経費は、応募者の負担とする。
- (3) 企画提案書等の提出後はその内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、参加資格審査、企画提案書の選定等企画提案競技の実施上必要な場合を除き、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。
- (5) 企画提案書の著作権はそれぞれの提案者に帰属するが、企画提案競技の実施上必要な場合、審査に必要な範囲でコピーを作成することがある。
- (6) 契約締結後、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。
- (7) 企画提案書等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

1 3 提供資料

本企画提案競技への参加を検討する者に対し、令和3年3月に取りまとめた「新県立図書館在り方検討委員会報告書」をあらかじめ提供する。

提供を希望する場合は、4月23日（金）（企画提案書等提出期限）までに、以下のとおり申し込みすること。

申込メールの件名：報告書提供希望_埼玉県立図書館新たな機能検討調査業務委託

申込メール送り先：(E-mail) a6975-02@pref.saitama.lg.jp

※埼玉県生涯学習推進課社会教育施設企画調整担当宛

1 4 問い合わせ先

埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課社会教育施設企画調整担当

住所 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-6923（直通）

E-mail a6975-02@pref.saitama.lg.jp